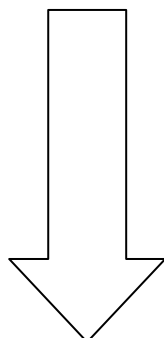


分譲地申し込みから所有権移転登記までの手続きについて

1. 申込書を提出する

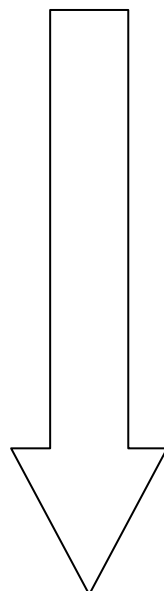


まずは『保有地分譲申込書』に必要事項を記入の上、市役所用地課へご提出ください。

申込用紙は市役所用地課で随時配布しておりますが、ホームページ上からでもダウンロードできます。(PDF形式)

なお、申込書の連絡先には、平日昼間でも連絡がつく電話番号を記入してください。

2. 契約書を交わす



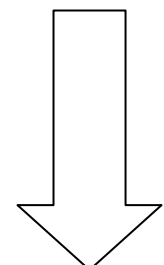
市で申込書を受取り、契約書の作成を行います。契約書作成には、1～2週間程度かかります。

契約は、市から電話連絡により、日時を調整させていただいた後、締結することになりますが、契約書に貼付する収入印紙のご用意をお願いします。金額は、事前に電話でお伝えします。

また、契約書に押印する印鑑は印鑑登録のしてある実印となりますのでご注意ください。

なお、契約時に土地代金の納付書をお渡ししますので、契約日から60日以内に、お支払いをお願いいたします。

3. 所有権移転登記



土地代金のご入金を確認できしだい、市で所有権移転登記手続きを行っていきます。法務局への登記申請の際、登録免許税が必要となります。金額については、事前に連絡させていただきますので、ご用意をお願いします。

4. 土地の引渡し

※ その他、不明な点がございましたら、お気軽にお電話ください。

問い合わせ先 新城市役所 土木課用地係 (0536)23-7641